改正後	改正前
（指定旧供給区域の増加に伴う事業開始の届出） **第三十一条**　［略］ （準用） **第三十五条**　第十四条から第十九条まで及び第二十九条の規定はみなし登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第十四条中「附則第十六条第四項」とあるのは「附則第二十三条第三項」と読み替えるものとする。	（旧供給区域の増加に伴う事業開始の届出） **第三十一条**　［略］ （準用） **第三十五条**　第十四条から第十九条まで及び第二十九条の規定はみなし登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第十四条中「附則第十六条第三項」とあるのは「附則第二十三条第三項」と読み替えるものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第七を次のように改める。

様式第７（第14条関係）

特定小売供給開始届出書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

平成26年改正法附則第16条第４項（平成26年改正法附則第23条第３項）の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第７条第４項の規定により、次のとおり特定小売供給を開始したので届け出ます。

特定小売供給開始年月日	
特定小売供給の内容	

備考　１　特定小売供給の内容は、平成26年改正法附則第17条第４項の規定により指定旧供給区域を区分して同条第３項の指定があった場合に限り、記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十一を次のように改める。

様式第21（第30条関係）

指定旧供給区域変更許可申請書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

平成26年改正法附則第17条第１項の規定により、次のとおり指定旧供給区域の増加（減少）の許可を受けたいので申請します。

増加（減少）しようとする区域（都道府県郡市区町村字を記載すること。）	
変更予定年月	

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第七条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（原価等の整理） **第六条**　［略］ ２・３　［略］ ４　［略］ 一　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び離島供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島供給費」という。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、発生の主な原因に応じて、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アン	（原価等の整理） **第六条**　［略］ ２・３　［略］ ４　［略］ 一　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び離島供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島供給費」という。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、発生の主な原因に応じて、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島以外の旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アン